

お客様各位

東洋アルミニウム株式会社  
代表取締役社長 楠本 薫

## **【重要】労働安全衛生規則の改正に伴う弊社製品のお取扱いについて**

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省告示第371号により、2023年4月1日から「がん原生物質」として定められる管理対象物質において、弊社の塗料製品に含まれる物資が一部ございます。このため労働安全衛生規則第557条の2第3項に基づいて、お取扱いにご留意頂く点がございますので、下記内容の通りご案内申し上げます。本件に関してご不明な点は、弊社営業までお問い合わせ下さい。今後とも変わらぬご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

記

### ■該当規則

- ・厚生労働省告示第371号
- ・労働安全衛生規則第577条の2第3項

### ■弊社製品に含まれるがん原生対象物質

- ・結晶質シリカ（0.1%以上結晶質を含むシリカ）

### ■上記物質を含有する製品（2024年1月11日時点）

- ・ステンシェルEタイプT-800 各色 主剤
- ・ステンシェルEタイプ中塗 各色 主剤
- ・ステンシェルTMプライマー ブラウン 主剤
- ・ステンシェルSMプライマー ブラウン 主剤
- ・ステンシェルSMプライマー 硬化剤

注：2024年1月11日時点で上記製品を対象として把握しております。但し、弊社が製品性能を実現するために意図して配合するケース以外に、体質顔料に0.1%以上の結晶質シリカが含まれるケースもあり、原材料メーカーよりSDSを取り寄せ確認を行っているため、今後対象製品が増える可能性があります。結晶質シリカの含有が判明次第、弊社発行のSDSに順次反映し、その提出をもってお知らせいたします。

### ■お取扱業者様で必要な対応として

対象製品を使用した作業記録を残し、30年間保管することが義務付けられました。本告示については厚生労働省ホームページをご参照ください。

以上

本件お問い合わせ先：新事業創造ユニット 環境インフラビジネスチーム

開発営業グループ（大阪） 06-6245-4162

開発営業グループ（東京） 03-5501-0776